

議案第29号

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように制定しようとする。

平成29年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 天理市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 天理市いじめ・問題行動等対策委員会（第11条—第17条）

第4章 天理市いじめ問題再調査委員会（第18条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、天理市いじめ問題対策連絡協議会、天理市いじめ・問題行動等対策委員会及び天理市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 天理市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、天理市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 連絡協議会の委員は、前条に規定する関係機関及び団体に所属する職員その他天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

（会長）

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 連絡協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、連絡協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

（意見聴取等）

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第3章 天理市いじめ・問題行動等対策委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、天理市いじめ・問題行動等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 天理市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等有効な対策を検討するため専門的見地から審議を行うこと。
- (2) 本市が設置する学校からいじめの事案についての報告を受け、法第24条に基づき調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するために必要な措置に対する提言に関すること。

(組織)

第13条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第14条 教育委員会は、対策委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第15条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 対策委員会の会議は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、対策委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

(準用)

第17条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第10条中「連絡協議会」とあるのは「対策委員会」と読み替えるものとする。

第4章 天理市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項の規定に基づき、天理市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(委員の任期)

第20条 委員の任期は、その諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会議の非公開)

第21条 再調査委員会の会議は、非公開とする。

(準用)

第22条 第8条から第10条まで及び第13条から第16条まで（同条第4項を除く。）の規定は、再調査委員会に準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第10条中「連絡協議会」とあるのは

「再調査委員会」と、同条中「教育委員会事務局学校教育課」とあるのは「市長公室総合政策課」と、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第16条第1項から第3項までの規定中「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第13条第2項並びに第14条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は対策委員会若しくは再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は対策委員会若しくは再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。